

### 「金売買業務」の取扱終了のお知らせ

このたび、但馬銀行では、「金売買業務（金地金の売買）」につきまして、下記のとおり取扱いを終了させていただくこととなりました。

ご利用いただいておりますお客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. お客さまのご購入・ご売却・現物のお引出しの取次申込期限  
令和3年3月12日（金）

2. 手続きについて

- (1) 「金地金（現物）」をお持ちのお客さま

お手続き内容	当行でご購入いただきました金地金（現物）のご売却をご希望の場合は令和3年3月12日（金）までに、購入いただきました店舗にてご売却の手続きをお願いいたします。
お持ちいただくもの	① 金地金（現物） ② 「金ご購入計算書」または「金お引出し計算書」 ※ご購入時にお渡ししている書面です。 ③ 本人確認資料（運転免許証、健康保険証等） ④ 個人番号（マイナンバー）確認書類 ※「金地金等の売却金額が200万円を超える場合」かつ「個人番号のお届けが済んでいない場合」に必要となります。 ⑤ 当行の通帳またはキャッシュカード ※ご売却代金等は、当行口座への入金となります。

3. ご留意点

取次申込期限以降、金地金のご購入・ご売却については、但馬銀行本支店窓口での取扱はできませんので、一般の貴金属取扱店をご利用くださいますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ  
0120-164-230  
受付時間／平日 9:00～17:00  
(ただし、銀行休業日を除く)